

午後 2 時18分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番平田梯子議員の質問を許可します。14番平田梯子議員。

（14番平田梯子君登壇）

○14番（平田梯子君） 皆様、こんにちは。お昼から 2 番目で、ちょうどお疲れのときかと思いますが、きょうは 4 つの質問をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、広島の水害について、大層な被害がございました。あの映像を見るにつれて、2 年前、全くあの松末地区の赤谷の乙石谷でございましたが、道まで大きな石が流れ込んだ様子をまたありありと思い出しました。二、三日、夫がつづらのほうの写真を書しに行ったときに、まだ工事が終わってなくて中に入れなかったという話をいたしましたが、杷木のほうはおかげさまで、その工事はかなり完了してることを、また感謝申し上げたいと思います。

しかし、今回、杷木のほうには大雨はありませんでしたが、長雨が続けていることで、同じような真砂土の地盤ですから心配しておりました。1 週間ほど前、うちの近くの放水路にドクターヘリがおりてまいりました。後で聞きましたら、やっぱり松末地区の人がカメムシが出たからといって、去年災害に遭った柿畑に SS を持って消毒に、奥様がとめられたそうですが、カメムシの発生がひどいからということで行かれて、SS の下になられ、骨盤を割られるというんですか、骨折というんですか、そういう大きな事故に遭われました。私たちはやっぱり自然を侮ってはいけないなと思っておりますし、皆様方のお悔やみやお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、質問席から質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（14番平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 最初の質問は、新教育委員会制度についてでございます。

御存じのように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員会のあり方が来年、つまり平成27年 4 月 1 日から変わります。これは大津のいじめ問題など、教育委員会が子どもの立場に立って緊急な問題の究明を行わず、責任の所在が不明確だったことなどがこの改正となったと思っています。

ところが、新聞紙上などでは、首長の権限が強くなり、教育界へ多く介入できるような錯覚も起こすような報道もされています。

次のことは、制度改正に関連してるかどうか、真偽のほどはわかりませんが、先日、静岡県知事は、学力テストの成績を公表し、下村文部科学大臣と文科省は、知事に公表する権限はない、明確なルール違反だと反発していることが 9 月 5 日の新聞で報道されました。きょうは文部科学省が示してる新教育制度の概要に従って、市長の見解をお聞きしたいと

思います。

この概要の改正点のポイントについてお尋ねします。

最初に、趣旨には、政治的中立性の確保については、教育委員会は引き続き執行機関である、後でお尋ねします、総合教育会議で首長と協議、調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。また、職務権限は従来どおりとすると明言されています。

森田市長はずっと市長部局と教育委員会の関係については、教育委員会の独立を尊重してこられたと思っています。4月からも政治的中立性は確保されると理解してよいのでしょうか、市長の御見解をお聞かせください。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今回、改正になりまして、従来よりもいわゆる市長が教育に、これは内容というよりも、全般的な行政について市長も意見が述べられるというふうな形、大体はそういう形になるわけですが、いわゆる教育に対して、いわゆる政治的中立性というのを、これは現に守らなきゃならないというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ありがとうございます。ぜひ朝倉市の子どもたちのためにも、それから朝倉市の住民のためにも、従来どおりの市長の御見解をお守りいただきたいと思います。

それでは、新しく設置された総合教育会議には、首長、つまり市長が必要なときに招集され、構成メンバーは市長と教育委員会となりますが、この会議での協議、調整事項は具体的にはどのようなことでしょうか、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 改正法におきましては、これは法第1条の4第1項の中に規定されてるわけなんですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、地方公共団体の長は、総合教育会議を設けることができるというふうなことで規定がなされたところでありますが、その中で協議、調整する事項が定められております。大きく3点になりますけれども、まず1点目が、大綱の策定に関する協議、2点目が、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策についての協議、3点目が、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議というふうなことで規定がなされてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ありがとうございます。

それでは、大綱ということが教育に関する大綱を首長が策定ということが書かれておりますが、このことはどのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 大綱については、確かに首長が定めるというふうに規定がなされておるわけなんですけれども、総合教育会議の中では、首長と教育委員会が構成員として設置がなされて、その中で協議をいたします。改正法によりますと、これ法第1条の3第1項の中に規定がされてるわけなんですけれども、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌しながら、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものというふうに規定がなされるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ということは、総合教育会議で協議されたことが盛られるということでございますでしょうか。

それでは、もう少しちょっと具体的なことでお尋ねしますが、竹富町で教科書問題が問題になりましたが、教科書の選択、選定、教職員の異動についてお尋ねします。大綱にはどこまで定めることができるのでしょうか。総合教育会議の説明の中では、教科書採択の方針、人事異動の基準まで協議すると定められていますが、教科書の採択、ある出版社を採択せよとか、それから個別の教職員の人事については政治的中立性が求められる事項と思います。そのように理解してもよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 確かに議員おっしゃいますように、教科書の採択、あるいは教職員の人事異動につきましては、総合教育会議の協議題としては政治的中立性の要請が高い事項でありますので、協議題として取り上げるべきではないというふうに規定がなされておるところでございます。

それから、議員がおっしゃいました教科書採択の方針、あるいは教職員の人事の基準、これについては調整の対象にはならないけれども、協議することは考えられるというふうに解釈ができるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 協議すると定められているということは、基準が協議できるということであって、例えば平田悌子を異動させるとかいう個人的なことはないということでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） そのとおりでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今、教育部長にるる説明をいただきましたが、市長がこのことに関しては一番の責任者であられ、新教育委員会制度に対しては教育長を任命されますので、

教育部長がおっしゃったような方針で、市長、いかれるのでしょうか、再度お願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 最初に申し上げたことと重複することだろうと思いますけども、それは当然、今、教育委員会のほうから答弁があったような方針で臨みたいというふうに考えてます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 最後に、総合教育委員会の公開についてでございますが、今まで教育委員会があったのをホームページで見たことが私はありませんが、今後、さらに透明化するために、開催日の情報提供についてもう少しホームページに載せるなり、努力をお願いしたいのですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） まず初めに、教育委員会の公開についてでございますけれども、このことにつきましては、朝倉市教育委員会の会議規則の中で規定をしております、原則公開ということにいたしておるところでございます。

そして、総合教育会議の公開につきましては、これも法律に定められてるんですが、会議の公開と議事録作成及び公表に関する規定がなされておるところでございます。その条文の中には、総合教育会議は個人の秘密を保つため必要があると認めたとき、または会議の構成が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときを除いて公開することができると。

もう2点目が、公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないというふうに努力義務になっておりますけれども、できるだけ公開をしていく方向で検討していきたいというふうに思います。

ちなみに教育委員会の議事録につきましては、ホームページ上に公表をしておるところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。朝倉市におきましては、従来どおり子どもを中心とした教育がなされると思って、それを願いながら1番目の質問を終わります。

2番目の質問に移ります。フッ素洗口についてでございますが、この件も市当局も教育委員会も憂慮しておられる問題であろうと思います。私も同様でございますが、ただ、子供の未来を考えると、この大きな課題に対してどのような結論を出すのかがいいかという思いは同じであろうという立場に立って質問をいたします。

まず、フッ素洗口とは、フッ素の希釈水、薄めたものを1分間口に含んで、歯にフッ素

を付着させるものです。隣の佐賀県などでは、全小学校で希望する児童に1週間にほぼ1回行われています。私の孫2人も小学生のときは、断っていいことを親子とも知らずに、変な味がしたよ、洗口していない人もいるよという状態で、卒業までずっとフッ素洗口を続けてきました。心配な体の状況もありますが、追跡調査も今のところ行われていませんので、因果関係は断定できません。

先日、佐賀県の小学校で、週1回、校長先生立ち会いのもと、約週1回ですね、フッ素の希釈剤をつくってある養護の先生の話の話を聞きました。後で述べる問題が幾つかあります。

先日、福岡県の教育委員会主催ではなく、福岡県保健医療介護部医療指導課在宅医療係が行った7月に開催の行政への説明会、8月の小学校校長や担当者に行われた研修会の内容についてお尋ねいたします。

具体的内容については、両方とも情報をいただきました。資料も読みました。それでこれは平成25年3月に全国で福岡県は34番目、に策定された福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例、ことし4月にその推進計画ができたと聞いております、それができて、急に福岡県でも小学校でのフッ素洗口の動きが始まったものと思います。

この夏の説明会、研修会は、フッ素洗口の効果の説明が主で、福岡県の小学校でも行うことを進める意図があると考えられる会であったと思いますが、参加された職員の方はどう捉えられましたか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 7月1日に福岡県庁のほうで県の医療指導課のほうから説明会が行われております。それには保健所、あるいは市町村の歯科保健事業担当者、さらに市町村教育委員会の担当者が出席をいたしております。

その内容につきましては、まず2点、事例を報告をされております。フッ化物洗口の取り組みとして佐賀県から報告がございまして、14年間続いた全国ワーストから抜け出したという事例報告。2点目が、久山町からは、乳幼児から学童期の一体的な取り組みの事例が報告されております。その事例報告の後に事業概要の説明がありましたが、その内容につきましては、通常言います歯磨き指導とあわせて、科学的根拠に基づく虫歯予防の正しい知識の普及啓発を行うための研修会を各教育事務所単位で8月3回、開催をしますというふうなことでございました。

この8月の25、26、27日の3日にかけて説明会が開催されたわけなんですけれども、その中では、福岡歯科大の教授のほうの講演がございまして、その後、現在取り組んである虫歯予防対策に加えて、フッ化物を応用した虫歯予防のほうに必要な知識の普及を図るための説明がなされたところでございます。

少々長くなりましたが、以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） お尋ねしましたように、福岡県の小学校でもこのフッ化物の口腔

の洗口を行うという前提のもとの説明会であったと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 県としては、先ほど議員おっしゃいましたような、福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例というのを策定しておりまして、その条例に基づきまして、福岡県新規重点施策事業というのを策定をしておるところでございます。その中で、そういったフッ化物の洗口に関することも含めて、虫歯予防についての施策が講じられてるものだというふうに考えてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 私もそのように思ったんですが、後の報告の中で、研修会の質疑の中では、市町村や現場が正しく理解し、同意を得ないと推進できない。命令でも強制でもないとの回答が 있습니다。市町村での意向が左右すると思われます。

御存じのように、フッ素洗口に関しては、安全性や有効性、必要性について不安や疑問の声があり、日弁連、日本弁護士連合会からも中止を求める意見書が出ています。御存じだと思います。これには本当に問題点がわかりやすく端的に述べられています。その意見書の中にもありますが、それから経験した人の話からも、説明会でも効果があるという一方的な情報のみであったそうです。そのような一方的な情報のみでなく、副作用を心配する意見など、賛否両論を示して保護者に知ってもらい、選んでもらう機会をつくるのが大切だと思っています。

いろんな体質の児童がいますので、インフルエンザや日本脳炎の予防接種が個別接種に切りかわったように、安全性や事故のときの責任問題など考えると、フッ素洗口を希望する人は、集団ではなく、私は希望する人はやっていいと思っています、集団ではなく、歯科医院で行ってもらうのがいいと思います。保護者立ち会いのもと、保護者が責任を持ってやるということがいいと思っています。集団でやりますと、参加しないという意思表示はなかなか勇気が要りますし、その断っていいという私の孫が続けましたように、断っていいという情報すら伝えようがない、ただ説明会では勧めるだけで、効果ばかり言われるから、それはいいだろうと誰でも思うと思います。私がかつて日本脳炎の集団の予防注射がいいということでやって、肝臓のあれが入ったように、本当に集団というのは怖いと思っています。

希釈前のフッ素はインターネットで調べましたが劇薬です。佐賀県では小学校の金庫で保管してあるそうです。このような、そして校長先生立ち会いのもと、養護の先生が金庫から週に1回出して、薄めて、それをクラスに人数分、持っていくということをやられてるそうです。今、先生たちのお話によると、風邪薬1つ学校では子どもに飲ませられないのに、そういうのを扱うことに自分たちは自信がないという声も聞きます。

また、そのようなフッ素を取り扱うときに、大きな問題としては希釈水のつくり方、薄め方ですね、量の間違いなど、事故が起きたときの責任は市の担当課ですか、これを今、

進めてるのは県、いわゆるここと言えば市長部局だろうと思ってますが、市の健康課になるんでしょうかね、それとも教育委員会でしょうか、学校の校長先生でしょうか、担任でしょうか、養護教諭でしょうか、長崎県では担任が非常に責任を追及された例もあります。それは歯科医師が責任をとるかという、それも考えられないのではないかなど、たくさん問題があると思っています。それは賛成、反対、いろいろあると思いますが、賛成、反対の意見が出せるような雰囲気をつくっていただきたいと思っています。

小学校でのフッ素洗口に対する朝倉市の方針をお尋ねいたしたいと思います。まだこれは教育委員会におりてきてないんでしょうか、ということは市当局の御意見を伺うのでしょうか、どちらかお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 今、議員おっしゃいましたように、厚労省とか日本歯科医学会等については安全性を結構うたってますけれども、一方で安全性を心配する声があるということも教育委員会としては承知をしてるところでございます。ですから学校で集団で行う場合であっても、この有効性と安全性について十分情報を提供した上で、保護者等の同意を得て行うべきであるというふうに教育委員会としては考えてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ということは、やる方向で進められていくわけですか、それはもう決定してるわけですか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 現時点でフッ化物洗口を実施するという決定をしてるわけではございません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） まだまだ副作用については疑いを持つ人がたくさんいると思っています。専門のお医者さんも賛成、反対、いろいろいらっしゃると思います。副作用というのは、やっぱりじわじわ年齢を重ねるに従って出てくると思っています。疑わしきは用いず、あれは選ぶ人の責任をきちんと明確にしながら、事を進めていただきたいと思っています。

それからもう1つ、忙しい、佐賀市ではお昼休みに行われて、1分間、口に含んで、小学1年生は飲み込むと、上を向くと体の中に入っていくから下を向かせてるそうです、下を1分間向いて、後、ぺっぺと吐くんだそうですが、つばまで吐いてしまって、吐いたものは別に処理をしなくちゃいけないということで、水に流してはいけない。でも、ずっと読んできると水に流してるところもあるようです。いろいろ問題があると思っています。

一番いいのは、やっぱり歯科医の人が勧められて、親御さんがそれを選ばれて、ずっと親御さんが責任を持って育てられて、お子さんのことは責任持って選ばれて、個別で、

フッ素洗口されるのがいいのではないかなと思っています。今後、賛否両論が出せるような研修会を行っていく、その後、決定されるということでございますので、あくまでも私たちの未来の子どもを育てる中でどれがいいかということは慎重に考えていただいて、事を進めていただきたいとお願いいたします。

以上で、フッ素洗口については質問を終わります。

3番目の質問でございますが、道の駅原鶴の管理運営はどこが行うのかということを質問させていただきます。

道の駅は、理解されているようで理解されていない、どこが道の駅で、道の駅の役目についても理解されていないと思う。しかし、私はあそこに、原鶴に道の駅があることは、特に遠距離の運転をなさる方には大変なオアシスのような、大事なところであろうと思っています。もう十数年経過いたしましたので、老朽化もしましたし、電灯も時々消えてることがあります。便所の電気も消えてないから、今回は、その管理運営に関しまして明確にしたいと思ひまして質問いたします。

地図をお配りしてと思います。執行部の方、議員の皆さんに配っていると思いますが、まず道の駅はどこを称するのか、担当課長、説明をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 道の駅の部分ということでございます。今、お手元に14番議員より配付された部分で、中央のほうに物産館バサロというのがございます、その左側がサンライズ杷木と。道の駅原鶴の部分としましては、この中央に通ってますのが国道386号線で、それからバサロのほうに入ってきます東側、図面で見ますと右側の部分、Pが立て続けに2つございます、このひょろ長い部分を道の駅原鶴ということで、平成9年4月から開駅をしております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） それでは、この図で右下斜線の部分、つまりあずまやの南側の管理はどこですか、市ですか、指定管理をしてるガマダスですか、いわゆる道の駅ですか。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 今、御指摘のございましたこの斜線の部分については、道の駅原鶴の部分では実はございません。もともとあずまやのすぐ、これは図面から言いますと下、すなわち南側の部分に道の駅が開駅した当時、ここの出入り口がございました。しかし、今現在については、道の駅に入ってすぐの道路が直線して南側のほうの市道のほうに合流します関係上、ここの斜線の部分については、当初より袋地という形の中で道の駅の敷地ではございません。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田悌子君） その点に関しまして、指定管理を受けたガマダスの専務に聞きましたら、いや、うちじゃない、はっきりしてないということでございますが、どのような話がされていますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 指定管理が出ましたので、指定管理は農業振興課のほうで所管をしておりますので、私のほうがかわってお答えをいたします。

専務がそのように申したということでございますけれども、地図もつけてお示しをしておりますので、恐らくそういうことは会社さん側の勘違いだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） わかりました。

それでは、今も後ろからも声が出ましたが、この道の駅の図を見れば、真っすぐ道の駅だろう、なぜだろうということが、私たちはそのいきさつを知っていますので、道の駅はここまでという、そしてこの部分はどんな土地であったかという、例えば何かB&Gか何かを誘致するための土地を買ってたとかいう話も聞きましたし、これは道の駅ではないということは知っていますが、単なる見られた方は道の駅ではないかなと思って、今、本当にお客さんからここが一番汚いということを、私たち、隣組の6組の道路愛護のときに怒られたそうです。

もう1回、確かめていただきたいと思いますし、その点についてはガマダスにお話をいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 必ずガマダスのほうに指示をしたいと思いますし、先ほど商工観光課長のほうがあずまやのすぐ下、図面すぐ下に出入り口があったという話をしておりましたが、ここまでだったのを駐車場から車を出す関係で、バサロがお客さんが多いございましたものですから、直角に何度も曲がらせて事故を起こすよりかはということで、直接抜けるようにいたしましたものですから、多分、勘違いをされてると思います。十分そこいらは気をつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 近くに住んでるもんですから、つい何かかわいくなって、自分たちの何かもう庭先のようになって、やっぱりきれいにしたいなということで、大分声をかけたんですが、二、三日後もそのような返事でございました。しっかりやっていただきたい。

それから道の駅を今、示していただきましたが、私が線を引いてる、道の駅にはインフォメーション、トイレ、休憩室、それから駐車場があり、24時間利用できるということが

条件であったと思っています。道の駅というとバサロ、イコールをしてらっしゃる方がありますが、これは物産館、附帯施設であって物産館。だから三連水車もこれは道の駅ではないということは、私たち住民としてしっかり知ってはいけないのではないかと思って図を示していただきました。ありがとうございました。

それでは、道の駅原鶴の、福岡県の第1号でございました、道の駅としては。その道の駅原鶴の役割を朝倉市としてはどのように定義づけてらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 福岡県第1号の道の駅ということで、平成9年の4月に開駅をしております。1年早く、平成8年の4月に物産館のバサロがオープンをしております。この併設された物産館との相乗効果ということで、バサロのレジ通過だけでも年間50万人、ですから実際は100万人を超えるだろうという人があの一帯のほうには訪れているということです。ですから、当然、インフォメーションを含めて朝倉市の東部エリアの観光・交流スポットということで、情報発信の拠点という形の中で認識をしております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 私も冒頭に申し上げましたように、よそに旅行しますと、いろんなローソンがあったり、セブンイレブンがあってトイレは利用できるよと言いながら、やっぱり買い物しないと行きにくいし、道の駅でしたら自由に入れるし、車をとめて車の中でも寝れますし、私は大層便利なところだと思っています。大事にしていきたい道の駅です。

それでは、道の駅原鶴の管理運営についてですが、交流人口をふやしたい朝倉市にとって管理運営は十分と考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 道の駅の管理運営です。この関係については、実はもともと国の、当時、建設省、国土交通省の事業の一環として、平成5年から道の駅の全国展開が始まっております。この中で、実際管理運営については、現在は直接は県、福岡県道路課のほうで管理を行っておりまして、その中のインフォメーション、入ってすぐ左側のところがございますが、このインフォメーションの部分に対して、特にあそこについてはマルチ画面を初め、いろんな観光パンフレット等も準備をさせていただいております。特にここの管理運営については、情報発信の拠点ということでございますもんですから、現在は観光協会のほうに情報発信の業務を委託して運営をしているところでございます。いろんなお客様が、当然、道を尋ねるだけではございません、近隣の宿泊施設、あるいはレジャー案内とか、いろんな関係の問い合わせも来られます。日々、いろんな情報を収集していただくためにも、そこにおります職員の方については、日々、いろんな情報を収集する

ように徹底、指示をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） そうしましたら、インフォメーションの職員の給与は県から出てるわけですか。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 先ほど県の部分ということでございますが、インフォメーションとトイレの浄化槽の維持管理、それからトイレの清掃、それと周辺にあります樹木の管理は福岡県との協定によりまして市のほう、すなわち旧杷木町のほうから引き続いて市のほうが行っております。インフォメーションの職員については、観光協会のほうの業務委託の中から支払うという形になっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ということは、こちらのほうの観光費として観光振興費で、道の駅管理事業費として660万円ほど組んであるのと別に、観光協会に市の一般財源からインフォメーションの職員のお金も出てるということでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 道の駅に係ります予算については、先ほど14番議員のほうが言われますように、平成26年度の当初予算の中でも690万円ほどの予算を計上しております。観光協会、すなわち道の駅のインフォメーションに係る職員の部分については、観光協会宣伝業務の委託の中で捻出をしております。ですから道の駅の管理運営事業のこの予算からの捻出はございません。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ということは市が出してるということですね、全部。

しかし、トイレの修理など県の土木事務所が、県土に話さなければ修理ができない、私が指摘しますとそうおっしゃいます。トイレの改修はなかなか進みませんでしたが、副市長の御尽力もあり、改修の見通しが立ったようです、これも早急に行ってほしいんですが、県からの委託部分と、朝倉市の管理部分についてはどのようになっているんでしょうか。最近、あそこに緊急時のトイレ、もう土の中に埋めた部分ですね、ふたがしてありますが、と災害時の防災関係の倉庫だと思いますが、あれは市が関与しないで県が建てたようですね。あの管理なんかについてどのようなすみ分けになっているんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 前段の県のほうの委託というのに関しましては、直接、市のほうに道の駅の関係では予算の関係は入ってきておりません。先ほど言いますように、

ほかの市が管理をしている以外の分については、直接県のほうが予算化をして、県が直接やってるということでございます。

それから、25年度に緊急の防災設備ということで、これも実は県のほうから話がございまして、あずまやの手前に簡易の倉庫、それからインフォメーションの南側のほうに地下埋設の仮設のトイレという形の中で、これについても実は道の駅の管理運営を、一部を管理運営を任されてます商工観光課のほうには、こういう図面に基づいて施工、竣工をしましたということの報告はございましたが、実際、消防の緊急避難ということでございますもんですから、そこについては私どものほうには情報は入ってきておりません。

失礼します。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 災害関連につきましては、もともと国交省が温めていたと申しますか、道の駅を防災の拠点にするということから、特に平成24年度の東北のほうで起きました大震災の影響で、福岡県と共同で進めてまいったものでございます。その折に物産館を所管しておりました農業振興課のほうに消防防災課を通じまして話があっております。結果的には使わないほうがいいわけですがけれども、朝倉市の東部で大震災が起きた場合、あそこを拠点にしたいということで申し入れがあっておりましたものですから、そういう地元のことを考えてのことであれば断る必要もないというようなことで、当時、農業振興課として賛同をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 防災の施設ができることはいいことだと思っておりますが、管理と、それから緊急の場合、じゃあ使うか使わないかの判断というのは市でやってよろしいんですか。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 詳細まで、私が出ておりませんもんですから、消防防災課のほうに確認をしなくちゃわかりませんが、当時の話では、当然、そういう拠点としなくちゃいけないような災害が起きるわけでございますので、その市に判断を任せるということを言われておりました。したがって、恐らくは無線なり、電話が使えれば電話でよろしいんでしょうけれども、連絡が入るものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 最後の質問でございますが、外灯が消えたり、それからトイレの電灯が点滅式になって、電気料を節約するために点滅式になってるんだろうと思いますが、私たちにとってはとっても怖い。私は入ればつくということを知ってますけれども、それでも入りにくい。ましてや外部から来た人は、もうトイレのあるところすらわからない。

ひょっとしたら、これは壊れてるのかもしれない。私はこういうことを気づいたときに、どこに言っていったらいいのか、それから修理費がどれぐらい組んであるのか、どなたが動いてくださるのか、その管理運営について、ちょっともっともっと不明確ですから、そのあたりの御回答をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） トイレ、もしくは入り口の外灯等の故障について、先ほどから言いますように、所管のほうは県土整備事務所ということでございますが、県のほうもなかなかそこまで目配りが、もしきかない場合がございます。一部管理を任されてます朝倉市の商工観光課として御一報をいただければ、軽微な分については県、県土整備事務所のほうにつないでまいりたいと思います。

それから、平成9年からの部分ということで、もう17年、施設がたっております。いろんな関係でやっぱり経年劣化というのは避けられません。先ほど議員のほうが言われますように、いろんな故障、あるいはふぐあい等も発生しております。この関係については、県土整備事務所の道路課のほうに情報を流しながら、早目早目に営繕という形の中の取り組みをしてもらうように引き続き働きかけをいたしまして、福岡県第1号の道の駅原鶴に恥じないような、お客様に親しまれる道の駅として、市のできる中で管理運営に努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 今後の管理運営についてお尋ねしようと思ったら、もう決意を話していただきましたが、観光課長と話してるときに、これは本当は道の駅は国土交通省関係、管轄のものですね。だから県土事務所に行かれると言って、これは都市建設課長、部長などのほうが御関係を持ってらっしゃると思います。先ほどの質問にありましたが、横の関係をつくっていただいて、ぜひ協力関係をつくっていただきたいのですが、都市建設部長、お考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 済みません、急に振られたもんで。今の道の駅の関係は、言われましたように国が管轄でありますので、そのあたりは今、言う、こちらで言いますと県土事務所のほうと、さっき答えました商工課ですね、とか一緒に、建設課、一緒になって、その問題については協議をしていきたいと考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 本当に私たちは道の駅第1号として誇りを持って、もう壁も古くなって亀裂が入るような状況にもなっています。見直すときだろうと思っていますから、県土事務所とも十分、部長ともお力をいただいて、すてきな、本当に、ああ、道の駅ってこんなところだと思われるような道の駅原鶴にしていきたいと思います。よろしくお

願います。

以上で、3番目の質問を終わりました。最後の質問に移ります。最後は、女性センターあすみんでございます。

どこにあるか、御存じない方もいらっしゃるかと思いますが、杷木のらくゆう館の西側にあります。これは当初は働く婦人の家として厚労省がつくったものです。だから運営委員会の構成メンバーにも福岡県労働局雇用均等室、福岡県労働者支援事務所の職員もいます。その後、合併後、女性センターが欲しいという私たちの願いもありまして、女性センターとしての機能も含めるという市の決まりができました。朝倉市の男女共同参画推進青少年係の係長を管轄する、それを管轄する行政経営課長も運営委員であられるし、係長が事務局の一員です。したがって、女性の就労支援と男女共同参画の推進を行う2つの役目を持った場所です。

今年度の事業をどのようなものであるか、簡単に御説明願います。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 事業につきましては、平成25年度の事業につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

就業支援事業といたしましては、パソコン講座、エクセル、それからパワーポイント等の就業支援事業の分を6講座行っております。また生活支援事業といたしましては、ハンドメイド講座等を6事業行っております。男女共同参画推進事業につきましては、女性センター運営委員会から男女共同参画推進事業を進めるべきということでの意見をいただきまして、平成25年度から男も女もチャレンジ講座を行ってきているところでございます。25年度につきましては、初心者料理教室等を実施してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございました。

男女共同参画推進事業の私も男も女もチャレンジ講座の庭木剪定とか、薫製教室、手づくり木工、手打ちそば、これは生涯学習でもできるようなことで、ここで男女共同参画推進のためのものであるということに関しては、何となく私は疑問視せざるを得ないと思っています。仲間からもそういう声を聞きました。

女性センターになってもなかなか役割を果たすのは大変であるとは承知いたしております。そのセミナーをどう組むのかというのは非常に難しい問題ですね。しかし、柔軟性を兼ね備えた住民で組織するNPOなどの指定管理へ移してみても、住民がどのようなことを望んでるのか、どういうことをやりたいのか、現場を知ってるNPOなどに指定管理をされたらと思うんですが、そのお考えはありませんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 指定管理制度につきましては、住民のニーズにより効果

的、効率的に対応するため、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としているところでございます。

これを踏まえまして、議員が言われてありますように、女性センターの運営を指定管理で行うことにつきまして、指定管理で行うことができるかどうかの調査研究を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 指定管理をなさるのにも、その受け皿がなくてはいけないと思っています。幾つかの試行期間として、来年度は試行期間としてでも、急がれば早いうちでもよろしいんですが、そのような事業を提案できる団体がいるのかどうか、調べていただいて、そういうNPOはあるかどうか、より住民の中に入って効率的な事業ができれば、私は就労支援は、本当にいい就労支援であると、私もお世話になったことがあります、甘木あたりからどんどん遠い杷木までおいでいただいております。これを兼ね備えた、さらに進んだ男女共同参画の推進に当たるような事業ができるように、十分、先ほど御回答いただいたように御検討をお願いいたしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時13分休憩